

芦田川流域治水協議会 規約（改正案）

第 1 条 名 称

本協議会は、「芦田川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第 2 条 目 的

本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、芦田川流域全体で水害被害を軽減させる流域治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 芦田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項

第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とする。

第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 10 条 附 則

本規約は、令和 2 年 7 月 3 1 日から施行する。
令和 3 年 3 月 2 4 日一部改正
令和 4 年 3 月 1 6 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正
令和 6 年 7 月 3 日一部改正
令和 7 年 月 日一部改正

別表1（委員）

福山市長
府中市長
世羅町長
広島県 農林水産局 林業課長
広島県 農林水産局 森林保全課長
広島県 農林水産局 農業基盤課長
広島県 東部建設事務所長
広島県 東部建設事務所三原支所長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所長
気象庁 広島地方气象台長
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所長

別表2（幹事）

福山市 総務局 総務部 防災担当部長
福山市 建設局 参事
福山市 建設局 建設管理部 建設政策課長
福山市 建設局 都市部 都市計画課長
福山市 建設局 土木部 港湾河川課長
福山市 建設局 土木部 農林整備課長
福山市 上下水道局 工務部 上下水道計画課長
府中市 危機管理監
府中市 経済観光部長
府中市 経済観光部 農林課長
府中市 建設部長
府中市 建設部 土木課長
府中市 建設部 都市デザイン課長
府中市 建設部 下水道課長
世羅町 建設課長
広島県 農林水産局 林業課 主査
広島県 農林水産局 森林保全課 主査
広島県 農林水産局 農業基盤課 主査
広島県 東部建設事務所 次長
広島県 東部建設事務所 三原支所 次長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署 森林土木指導官
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所 主幹
気象庁 広島地方气象台 防災管理官
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所副所長
国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所 建設専門官専門官